

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府とカタール国政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	一
3	二重課税の除去の方式に関する規定	二
4	税務当局間の協力	二
5	効力発生及び適用	二
6	その他	三
7	議定書	三
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、カタル国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための協定を締結するため、平成二十六年（二十四年）十二月から政府間交渉を行ってきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、平成二十七年（二十五年）二月二十日に東京において、日本側在カタル津田大使とカタル側ビラール駐日大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、人的交流及び経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、カタル国との間で課税権を調整するものである。この協定の締結により、国際標準に沿った情報交換の実施により国際的な脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とカタル国との間で課税権の調整が図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文二十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」、「恒久的施設」等の用語の意義を定義している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること（第七条）、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、企業の

居住地国においてのみ課税することができること（第八条）を規定するとともに、配当、利子及び使用料については、源泉地国での限度税率又は免税（第十条から第十二条まで）を規定している。

また、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、一方の締約国の居住者が独立の人的役務の提供によって取得する所得については、当該個人が他方の締約国内に固定的施設を有する場合には、当該固定的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること（第十四条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十五条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十六条）、個人が芸能人等として取得する所得等については、役務提供地国において課税することができること（第十七条）、退職年金等については、居住地国においてのみ課税することができること（第十八条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十九条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第二十条）を規定している。

さらに、これらの条に規定がないその他の所得については、居住地国課税を原則とすること（第二十一条）を規定している。

3 二重課税の除去に関する規定

我が国及びカタル国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去することを規定している（第二十二条）。

4 税務当局間の協力

この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てを行うことができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定している（第二十四条）。また、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換することについて規定している（第二十五条）。

5 効力発生及び適用

この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、この協定の適用については、各締約国における税制を反映した規定

としている。(第二十八条)

6 その他

両締約国の企業の間、商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法及びその場合の課税上の調整方法(第九条)、租税に関する無差別待遇(第二十三条)、外交使節団及び領事機関の構成員の租税上の特権とこの協定との関係(第二十六条)並びにこの協定の終了(第二十九条)について規定している。

7 議定書

「カタールの租税」の範囲(議定書1)、「一方の締約国の居住者」の範囲(議定書2)、恒久的施設の課税所得の計算において、費用の控除の条件は当該恒久的施設が存在する締約国の法令により決定されること(議定書3)、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得の範囲(議定書4)、カタール国政府により全面的に所有される機関が我が国の居住者である法人の株式を我が国の他の法人で一定の要件を満たすものを通じて間接に所有する場合における当該他の法人から支払われる配当についての限度税率の適用(議定書5)、「政府により全面的に所有される機関」の範囲(議定書6)、「公認の有価証券市場」の範囲(議定書7)、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づく所得及び収益に対して我が国が源泉課税することを妨げるものではないこと(議定書8)、カタールの租税に関する法令に基づくカタール国民に対する租税の免除が差別に該当しないこと(議定書9)、情報の提供を拒否することができる場合(議定書10)並びに取引の主要な目的がこの協定の特典を受けることである場合における協定の特典の制限(議定書11)について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

